				決定区分				(∤	(根拠規定)条例7条					条			
月 墨玛		決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開部開示	· 非開示		字	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8 9 号	非開示理由等	所管局部課 等
-	R2. 2. 4	R2. 4. 3	・教育現場でのICT活用事例 ・教育現場でのICT活用事例について(副知事面会)	46	1				1	1						・学校名、教職員名、教職員の顔写真 先進的な教育を実践している学校及び教職員への取材等に係る情報であり、どの学校又は教職員がこうした先進的教育を行っているかについては、本文書を作成した法人(以下「当該法人」という。)に蓄積された、教育分野に関するノウハウに係る情報であり、公にすることで当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため(条例第7条第3号) ・当該法人の社員名及び肩書 特定の個人を識別することができるため(条例第7条第2号) ・チャット画面 実際の書込みを引用しており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため(条例第7条第2号) ・当該法人の事業展開に係る具体的な内容についての情報であり、これらは当該法人に蓄積された未発表の内部管理情報であることから、公にすることで当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため(条例第7条第3号)	戦略政策情 報推進本部 戦略事業部 総務課

表の見方

- <決定区分>
- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名>について
- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。